

令和6年第6回新地町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和6年6月17日（月）午後1時25分から午後1時44分

2. 開催場所 新地町役場全員協議会室

3. 召集委員及び出席並びに欠席委員

出席 農業委員 10名

欠席 農業委員 0名

農地利用最適化推進委員 9名

農地利用最適化推進委員 0名

農業委員		
番号	氏名	出欠
1番	星 美代子	出席
2番	阿部 謙一	出席
3番	菅野 昌孝	出席
4番	川上 敦史	出席
5番	永澤 広美	出席
6番	荒 勇一郎	出席
7番	後藤 一茂	出席
8番	阿部 庄一	出席
9番	清野 敏興	出席
10番	鈴木 功	出席

農地利用最適化推進委員		
担当区	氏名	出欠
1区	鈴木 文雄	出席
2区	目黒 敏雄	出席
2区	横山 智	出席
3区	岡田 義隆	出席
3区	加藤 博	出席
4区	小野 裕康	出席
5区	中村 雄志	出席
6区	石田 敏裕	出席
7区	吉田 栄喜	出席

4. 議事録署名委員

番号	氏名
1番	星 美代子
9番	清野 敏興

5. 職務のため総会に出席した者

職	氏名
事務局次長	菅野 正浩
農地係長	常陸 浩一

6. 議事

報告第 1号 令和6年第6回総会までの主な行事について

報告第 2号 新地町農地利用最適化推進委員候補者選考について

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について

会 長 　　ただいまより令和6年第6回農業委員会総会を開催いたします。

（あいさつ）

　　続きまして、次第3の議事録署名人の指名についてですが、1番 星美代子委員と9番 清野敏興職務代理にお願いします。

　　なお、加藤事務局長が町議会本会議のため欠席であります。

　　それでは、次第4の議事に入ります。

　　報告第1号 令和6年第6回総会までの主な行事について、事務局より報告願います。

事 務 局 　　報告第1号 令和6年第6回総会までの主な行事について、ご報告いたします。1ページをご覧ください。

　　5月15日、農地利用最適化推進委員選考委員会を役場で開催し、鈴木会長、清野職務代理、後藤委員、菅野委員、事務局が出席しております。

　　5月16日、農地中間管理事業実務担当者説明会がWEB会議で開催され、役場において、事務局が出席しております。

　　5月27日、地域農業再生協議会役員会が役場で開催され、鈴木会長が出席しております。

　　5月28日、浜通り地方農業委員会協議会視察研修が東京都で開催され、鈴木会長、事務局が出席しております。

　　5月29日、県選出国會議員との懇談会及び全国農業委員会会長大会が東京都で開催され、鈴木会長、事務局が出席しております。

　　6月10日、農地法申請等の現地調査としまして、町内において、星委員、菅野委員、岡田委員、加藤委員、事務局で調査を実施しております。

　　6月14日から19日まで町議会定例会が役場において開催されており、事務局長が対応しております。

　　以上でございます。

会 長 　　ただいま、事務局から報告第1号について説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

　　[「ありません」の声あり]

会 長 　　ないようですので、報告第1号については以上で終わります。

会 長 　　続きまして、報告第2号 新地町農地利用最適化推進委員候補者選考については、5月15日に新地町農地利用最適化推進委員選考委員会を開催いたしま

したので、選考委員長であります私より報告いたします。

議案の2ページをご覧ください。農地利用最適化推進委員につきまして、7つの担当区域ごとに定数10名で、令和6年1月15日から3月19日まで募集しましたところ、記載のとおり、各団体からの推薦が10名ございました。10名の方につきましては、農業委員会等に関する法律第18条第4項に規定されております欠格事項に該当しておらず、なおかつ農地利用最適化推進業務に意欲があると判断し、農地利用最適化推進委員の候補者として選考いたしましたことを報告いたします。

農地利用最適化推進委員ついて、定数10人、担当区域毎に1名から2名選出、任期は委嘱の日、令和6年7月8日委嘱予定から令和9年7月7日までとなります。

1区 鈴木文雄、2区 目黒敏雄、2区 齋藤壽、3区 加藤博、3区 菊地英雅、4区 小野裕康、5区 中村雄志、6区 八巻和夫、7区 森文明、7区 佐藤正義、以上10名を候補者として選考いたしました。

農地利用最適化推進委員委嘱の予定につきまして、事務局より説明願います。

事務局 事務局より今後の予定についてご説明いたします。

7月8日に、新しい委員の体制による農業委員会総会を開催し、農地利用最適化推進委員候補者の委嘱について承認の議決を行います。承認の議決がされましたら、その日のうちに農地利用最適化推進委員の委嘱状交付式を開催し、委嘱状を交付する予定となっております。

以上でございます。

会長 報告第2号につきまして、何かご質問等があればお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会長 質問もないようですので、報告第2号については以上で終わります。

会長 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番をご説明いたします。

3ページをご覧ください。

譲渡人・譲受人及び申請地は、議案に記載のとおりであります。申請は、贈

与による所有権の移転であります。譲受人は、取得する農地にこれまでどおり
水稲を栽培する計画であります。

以上でございます。

会 長 それでは議案第22号の1番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意
見のある方はお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請につい
て、1番は原案のとおり承認し許可といたします。

会 長 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から3番
を事務局より説明を求めます。

事 務 局 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番について
説明いたします。議案は4ページ、資料は1ページから3ページになります。
譲渡人と譲受人、申請地は議案に記載のとおりであります。

 転用目的は個人住宅であります。権利の移動は売買による所有権移転であり
ます。転用のための防除施設の概要については、議案に記載のとおりでありま
す。転用面積は、必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題はあり
ません。

 申請地の農地区分については、ある程度宅地化が進んでいる地域であるた
め、第3種農地であります。具体的には、住宅もしくは事業施設や公共施設が
50m以内の間隔で概ね50戸以上連たんしており、それらの施設の外縁部を
結んだ線の内側に申請地が入るためであります。第3種農地であるため、許可
の要件を満たしております。

 2番について説明いたします。議案は5ページ、資料は4ページから6ペー
ジになります。譲渡人と譲受人、申請地は議案に記載のとおりであります。

 転用目的は住宅の進入路であります。権利の移動は売買による所有権移転で
あります。転用のための防除施設の概要については、議案に記載のとおりであ
ります。転用面積は、必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題は
ありません。転用のための防除施設の概要については、議案に記載のとおりで
あります。転用面積は、必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題

はありません。

申請地の農地区分については、10ヘクタール以上の集団農地と連たんしているため、第1種農地となります。しかし、申請の進入路が既存施設拡張にあたることと、転用面積が最小限であることから、許可の要件は満たしております。

3番について説明いたします。議案は6ページ、資料は7ページから9ページになります。譲渡人と譲受人、申請地は議案に記載のとおりであります。

転用目的は資材置場であります。権利の移動は売買による所有権移転であります。転用のための防除施設の概要については、議案に記載のとおりであります。転用面積は、必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題はありません。

申請地の農地区分については、10ヘクタール以上の集団農地と連たんしているため、第1種農地となります。しかし、申請の資材置場が既存施設拡張にあたることと、転用面積が最小限であることから、許可の要件は満たしております。

以上でございます。

会 長 この件に関しましては、6月10日に現地調査を行っておりますので、調査の報告をお願いいたします。

菅野委員 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について、6月10日に星美代子委員、岡田義隆委員、加藤博委員、私と事務局で現地調査したことを報告いたします。

1番を説明いたします。議案4ページと資料の1ページから3ページをご覧ください。

申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の1ページから2ページに記載のとおりで、南に向かって少し傾斜のある土地であります。

転用目的及び防除施設については、事務局からの説明のありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。

2番を説明いたします。議案5ページと資料の4ページから6ページをご覧ください。

申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の4ページから5ページに記載のとおりで、平たんな土地であります。

転用目的及び防除施設については、事務局からの説明のありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。

3番を説明いたします。議案6ページと資料の7ページから9ページをご覧ください。

申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の7ページから8ページに記載のとおりで、平たんな土地であります。

転用目的及び防除施設については、事務局からの説明のありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。

以上で現地調査報告を終わります。

会 長 質疑に入る前に、地元委員より何か補足説明があればお願いします。

[発言する人なし]

会 長 それでは議案第23号の1番から3番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から3番は原案のとおり承認し「許可相当」とし、福島県知事へ意見を送付いたします。

会 長 これで本日の日程はすべて終了いたしましたので、令和6年第6回農業委員会総会を閉会いたします。